平成２４年（フ）第６８０号
静岡県焼津市石津港町31―10　丸橋運送株式会社社員寮Ａ―101、住民票上の住所静岡県藤枝市清里２丁目19番地の23
債務者　中島　洋一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１１号
静岡市清水区銀座10番３号
債務者　園田　秀昭
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１３７号
千葉県香取市織幡291番地、住民票上の住所千葉県香取市八日市場1333番地
破産者　窪田　秀喜（旧姓高安）
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３９号
千葉県香取市小見川1136番地１ひまわりハイツＥ202
破産者　高安　　薫
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１８号
千葉市中央区中央３丁目15番21号
破産者　有限会社喜多方
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１９号
千葉県木更津市清見台東１丁目５番16号
破産者　中村　敏彦
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８４号
千葉県市原市ちはら台東２丁目20番２ファミールハイツ11―301号
破産者　テクノ・インフォ・アシスト有限会社
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７７号
千葉市中央区葛城３丁目８番15号
破産者　南米通商株式会社
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７８号
千葉市中央区葛城３丁目８番15号
破産者　鈴木　和子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７９号
千葉市若葉区加曽利町288番地
破産者　吉岡　瑞穂
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４０号
千葉県八千代市八千代台西４丁目３番地２
破産者　山崎　次男
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３２号
千葉市中央区浜野町701番地
破産者　長澤　博恵（旧姓清水）
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１８号
千葉県船橋市飯山満町２丁目359番地12
破産者　深澤　慎一
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７号
千葉県流山市野々下２丁目664番地の３
破産者　有限会社コウシン企画
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４０８号
千葉県松戸市新松戸３丁目243番地　グランディーⅡ102号、前住所千葉県流山市野々下６丁目594番地の８　流山ハイツＢ棟201
破産者　中込　友則
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３４号
千葉県流山市野々下２丁目664番地の３
破産者　有限会社マルナカ産業
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３５号
千葉県流山市野々下２丁目664番地の３
破産者　有限会社環境保全
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８３号
千葉県松戸市和名ケ谷529番地の４　グランシャリオ花山102号
破産者　西垣　　薫
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４号
埼玉県東松山市大字下唐子1176番地２
破産者　有限会社床暖房のジョイフル
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１６号
千葉県茂原市粟生野3446番地38
破産者　廣田　寿藏
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８２９号
千葉県船橋市高野台１丁目13番13号コーポ中山Ａ―201号
破産者　砂金　正義
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係